

令和6年度 福知山市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金

想定される質問とその回答集

【従来制度】

- 申請書提出期間 令和6年11月1日（金）午前8時30分～令和7年2月28日（金）
- 請求書提出期間 申請者が交付決定通知書を受領した時 ～ 令和7年3月10日（月）

【新制度・給湯機器補助】

- 申請書提出期間 令和6年11月1日（金）午前8時30分～令和7年1月24日（金）
- 請求書提出期間 申請者が交付決定通知書を受領した時 ～ 令和7年2月10日（月）
- 事業期間が2年度に渡る場合の事業開始承認申請期間： 令和6年12月10日（火）まで
- 2年度事業の開始が承認された場合の申請書提出期間： 令和7年度の定めに従う

■ 申請・問合せ先：福知山市エネルギー・環境戦略課（福知山市役所4階）

■ TEL：0773-48-9554(直通) E-mail：enekan@city.fukuchiyama.lg.jp
〒620-8501 京都府福知山市字内記13-1

※10kw以上の太陽光発電設備を設置される場合は、固定資産税の課税対象となり、償却資産の申告が必要です。

※税に関する問合せ先：福知山市税務課 TEL：0773-24-7025

令和6年10月

福知山市

【制度概要】p4

- Q1：「従来制度」「新制度」「給湯機器補助」とは、それぞれ何か？
- Q2：令和6年度からは従来制度は廃止されて、新制度に一本化されるのか？
- Q3：従来制度とは違い、新制度に申請するには、太陽光発電設備と蓄電池に加えて、給湯機器も同時設置しなければならないのか？
- Q4：太陽光発電設備のみの設置でも補助金を申請できるか。同様に、蓄電池のみ、給湯機器のみの設置でも補助金を申請できるか？
- Q5：審査の結果、太陽光・蓄電池の補助が不交付となった場合でも、高効率給湯機器・コージェネレーションシステムの補助要件を満たしていれば、給湯機器部分だけは交付されるのか？
- Q6：他の補助金との併用はできるか？

【申請方法】p6

- Q7：申請方法にはどのようなものがあるか？ 郵送申請や電子メールでの申請は可能か？
- Q8：委任を受けた事業者が、本人の代わりに申請書類を提出してもよいのか？
- Q9：福知山市内の自らが居住する住宅に設備を導入する場合や、福知山市内の補助金対象設備付新築住宅を購入して自らが居住する場合において、施工事業者の制限はあるか？ 契約の相手方は福知山市内の事業者である必要があるか？
- Q10：事前申請は可能か？
- Q11：従来制度と新制度の両方に申請できるか？
- Q12：従来制度と新制度が同じ「事後申請制」を採用しながら、時期に関する制限が異なるのはなぜか？

【新制度の要件】p8

- Q13：新制度では「固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと」が要件になっているが、そもそも「FIT制度」及び「FIP制度」とは何か？
- Q14：FIT制度やFIP制度を活用した売電をしてもよいのか？
- Q15：新制度に申請した場合、余剰電力についてFIT売電・FIP売電はできないとしても、FIT・FIP制度を利用しない売電もできないのか？
- Q16：太陽光、蓄電池、高効率給湯機器・コージェネレーションシステムの「同時設置」というが、どの程度短期間のうちに契約が締結される必要があるか？
- Q17：新制度において、蓄電池及び給湯機器の補助対象経費の計算に算入される「工事費」には、どこまでが含まれるのか？

【蓄電池価格(工事費込み・税抜き)の計算方法】 …p9

- Q18：新制度の要件「蓄電池価格が 14.1 万円/kWh 以下(工事費含む・税抜)」の計算方法は？
- Q19：請求書において「蓄電池単体の工事費」という項目がなく、太陽光発電設備と蓄電池の両方の設置に係る「工事費」という項目しかない。このような場合、どのように蓄電池価格を算出するのか？
- Q20：請求書において「蓄電池単体の値引き」という項目がなく、請求額の小計額が算出された後で「全体に対する一括値引き」が行われている。このような場合、どのように蓄電池価格を算出するのか？
- Q21：見積書や請求書において、「お値引き」が特定の設備の費用に集中した結果、導入費が書類上 0 円となっている（例：給湯機器の導入費が全額値引きされている）。このような場合でも補助金を申請できるか？

【申請書類】 ……………p11

- Q22：提出書類『納税証明書』について、こういった種類の納税証明書を取得すればよいのか？
- Q23：提出書類『納税証明書』について、「本市に転入して間がない場合は、転入前の市町村での税の滞納がない証明書」との記載があるが、福知山市に引っ越しして何か月以内であれば、転入前の市町村での税の滞納がない証明が必要というような取り決めはあるのか？
- Q24：『交付申請書』について、「申請額合計」の計算が複雑でわからない。
- Q25：『交付申請書』について、「住宅用蓄電設備」の型式名は本体型式とパッケージ型式のどちらを記入すればよいのか？
- Q26-1：提出書類『再生可能エネルギー発電に関する電力受給計画内容のお知らせ』の発電設備設置場所の欄に、「住居表示未確定」という表記がある。この場合、補助金申請に必要な提出書類を全て具備したと認められるには、何らかの手続きが追加が必要か？
- Q26-2：電力受給契約が完了しておらず、まだ申請段階である。そのため、従来制度必要書類⑩『再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ』が手元にない。このような場合でも、従来制度への申請はできるか？ 仮に「できる」という回答の場合、FIT 制度の認定を申請していることを示す経済産業省 FIT 申込関連ホームページ等のプリントで代用できるか？(R6.10.25 追記)

【制度概要】

Q1：「従来制度」「新制度」「給湯機器補助」とは、それぞれ何か？[全制度]

以下のとおりです。詳細については申請の手引きもご参照ください。

自家消費型（FIT 売電可）住宅用 太陽光・蓄電設備設置事業 （従来制度）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 令和5年度以前も実施していた補助金（令和6年度も継続して実施） ➤ 事後申請制（住宅用太陽光発電設備を対象とする電力受給契約を電気事業者と締結した者で、電気事業者との電力受給開始日から1年4カ月以内の者）
自家消費型（FIT 売電不可）住宅用 太陽光・蓄電設備設置事業 （新制度）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 令和6年度に新設された補助金（従来制度と並行して実施） ➤ 「FIT・FIP 制度の認定を取得しないこと（個別事業者への非 FIT・非 FIP 売電は可能）」や「蓄電池の価格(工事費含む・税抜き)が 14.1 万円/kWh 以下」等の要件 ➤ 事後申請制（※原則、事業着手日が令和6年10月9日以降の設備のみ対象）
高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業 （給湯機器補助）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 上記「新制度」の任意追加項目 ➤ 新制度の申請者で、さらに給湯機器も同時設置する者が、任意で同時申請可能 ➤ 事後申請制（※原則、事業着手日が令和6年10月9日以降の設備のみ対象）

Q2：令和6年度からは従来制度は廃止されて、新制度に一本化されるのか？[従来制度]

いいえ。従来制度を廃止する意図ではありません。従来制度と新制度は並行して同時に実施するものです。「従来」「新」という名称になってはいますが、従来制度は令和6年度も継続して実施します。

Q3：従来制度とは違い、新制度に申請するには、太陽光発電設備と蓄電池に加えて、給湯機器も同時設置しなければならないのか？[新制度・給湯機器]

いいえ。給湯機器の設置及び補助申請は、必須ではなく任意です。従来制度と同様、太陽光発電設備と蓄電池を同時設置していただければ、新制度に申請できます。

Q4：太陽光発電設備のみの設置でも補助金を申請できるか。同様に、蓄電池のみ、給湯機器のみの設置でも補助金を申請できるか？[全制度]

いいえ。各設備の単体設置に対する補助金のご用意がありません。従来制度・新制度は、ともに「太陽光発電設備・蓄電池同時設置補助金」であり、給湯機器補助は新制度の任意追加補助です。

Q5：審査の結果、太陽光・蓄電池の補助が不交付となった場合でも、高効率給湯機器・コージェネレーションシステムの補助要件を満たしていれば、給湯機器部分だけは交付されるのか？[新制度・給湯機器]

不交付となります。給湯機器補助はあくまでも「新制度」の追加補助項目であり、独立した補助金ではありません。主要部分である「太陽光・蓄電池同時設置」に係る補助が不交付となった場合、その付随部分である給湯機器補助も含めた全体が不交付となります。

Q6：他の補助金との併用はできるか？[全制度]

A：過去に本市の太陽光発電設備・蓄電池に係る補助金の交付を受けた部分是对象外です。

新制度及び給湯機器補助については、補助金申請を行う対象設備に係る他の国庫補助金との併用はできません。

補助	① 従来制度	② 新制度	③ 新制度 + 給湯機器
家庭脱炭素化推進事業 (京都省エネ家電購入 キャンペーン)	○	○	○
脱炭素住宅(ZEH)推進 事業 (京都住宅脱炭素化推 進事業補助金)	○	×	×
スマート・エコハウス 推進融資	○	○	○
太陽光発電初期投資ゼ ロ推進事業 (0円ソーラー事業)	種類が 併用は	異なる 無い	ため ×
太陽光発電設備等共同 購入事業 (みんなのおうちに太 陽光)	○	○	○
給湯省エネ2024事業 (国)	○	○ ^{*1}	×
子育てエコホーム支援 事業(国)	○	×	×
*1 給湯省エネ2024事業との併用について、新制度で太陽光・蓄電池を補助、給湯省エネ2024事業で給湯機を補助と いった形でそれぞれ別の対象の設備に対して補助を受けるケースはあり得る			

【申請方法】

Q7：申請方法にはどのようなものがあるか？ 郵送申請や電子メールでの申請は可能か？ [全制度]

福知山市役所本庁舎 4 階エネルギー・環境戦略課窓口にて、申請書類を直接提出してください。
また、郵送申請や電子メールでの申請は受け付けておりません。お手数をお掛けして申し訳ありません。

Q8：委任を受けた事業者が、本人の代わりに申請書類を提出してもよいか？ [全制度]

【追記：青下線】新制度の申請については、書類提出者に制限はありません。申請者本人から委任を受けたハウスメーカーの営業担当、施工業者の担当者等が本人の代わりに申請書類を提出しても構いません。
ただし、従来制度については、委託を受けた事業者が、本人の代わりに申請書類を提出することはできません。 京都府配分の募集枠が 9 件と少ないため、申請方法を次のとおり制限します。

- (1)先着順。窓口での書類提出のみ（郵送やデータのメール送付はともに不可）。
- (2)申請書提出期間初日の運用についての詳細は、市ホームページで公表。
- (3)書類がすべて揃っていることを確認後、受付します（記載内容の審査は受付後、事務局内で行います）。
申請書類の作成方法や揃え方等についての不明点は、必ず申請受付開始前に早めにお問合わせください。
- (4)申請者本人、または同居家族による提出とします。窓口で本人確認のため、**申請書記載の住所に居住していることがわかる本人確認書類（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードのいずれか一点）**をご持参ください。

Q9：福知山市内の自らが居住する住宅に設備を導入する場合や、福知山市内の補助金対象設備付新築住宅を購入して自らが居住する場合において、施工事業者の制限はあるか？ 契約の相手方は福知山市内の事業者である必要があるか？ [全制度]

制限はありません。施工事業者の所在地(本店等)、業種及び規模等について、制限は設けておりません。福知山市外の事業者と契約して施工した場合でも補助金申請は可能です。

Q10：事前申請は可能か？[全制度]

事前申請はできません。いずれの制度も事後申請制です。設備を設置したのち申請してください。

また、従来制度と新制度では、期間制限に違いがありますのでご注意ください。

従来制度は「住宅用太陽光発電設備を対象とする電力受給契約を電気事業者と締結した者で、電気事業者との電力受給開始日から1年(令和6年度募集分に限り1年4か月)以内の者」が対象です。募集開始日以前に設置済・事業着手済の事業でも、上記の期間要件を満たせば申請が可能です。

新制度・給湯機器補助は、原則、事業着手日が**令和6年10月9日**(京都府から福知山市への交付決定日)以降、かつ、事業完了日及び申請書提出日が令和7年1月24日(申請書提出期限)以前である必要があります。**令和6年10月9日**より前に設置済・事業着手済の事業は本制度の対象となりません。

なお、例外的に、契約締結前の段階で事業期間(予定)が1年以上と判明した場合、事業着手前に年度をまたぐ事業への開始承認(事業開始承認申請)を申請できます(申請期限：**令和6年12月10日**)。事業開始承認を受けずに2年度事業に着手した場合、事業期間が1年以上に及んだことを令和7年度の補助申請時に事後的に証明しても、令和7年度の新制度・給湯機器補助への申請はできません。工程表などをご持参の上、事業着手前に御相談にお越しください。

Q11：従来制度と新制度の両方に申請できるか？[全制度]

いいえ。両方に申請することはできません。従来制度・新制度ともに、受給要件として「設置する設備について、市が負担する他の補助制度を受けていないこと」が要求されます。

Q12：従来制度と新制度が同じ「事後申請制」を採用しながら、時期に関する制限が異なるのはなぜか？[全制度]

新制度は国・府・市の単年度事業です。「国から京都府への交付決定」及び「府から福知山市への交付決定」が為された日より前に、既に事業着手済みの設備や、既に設置済みの設備は補助対象外となります。この「府から福知山市への交付決定が為された日」が、今年度においては「**令和6年10月9日**」です。また、単年度事業ですので、事業完了日及び申請書提出日が**令和7年1月24日**(申請書提出期限)以前である必要があります。年度をまたぐ事業は原則として補助対象外となります。

例外的に、契約締結前の段階で事業期間(予定)が1年以上と判明した場合、事業着手前に年度をまたぐ事業への開始承認(事業開始承認申請)を申請できます(申請期限：**令和6年12月10日**)。事業開始承認を受けずに2年度事業に着手した場合、事業期間が1年以上に及んだことを令和7年度の補助申請時に事後的に証明しても、令和7年度の新制度・給湯機器補助への申請はできません。工程表などをご持参の上、事業着手前に御相談にお越しください。

なお、上記の「府から福知山市への交付決定」は年度ごとに行われます。新制度(令和7年度募集分)は、「令和7年度の(京都府から福知山市に対する)交付決定日以降」に事業着手した設備のみが原則対象となります。従来制度のように、「令和6年度募集分(新制度)の申請に漏れたので、令和7年度募集分(新制度)に申請しよう」という処理はできませんのでご注意ください。

【新制度の要件】

Q13：新制度では「固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと」が要件になっているが、そもそも「FIT制度」及び「FIP制度」とは何か？ [新制度]

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。詳細は、以下の経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご覧ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/

Q14：FIT制度やFIP制度を活用した売電をしてもよいか？ [新制度]

FIT・FIP制度を活用した売電を行う場合、新制度に申請することはできません(従来制度には申請可)。

Q15:新制度に申請した場合、余剰電力についてFIT売電・FIP売電はできないとしても、FIT・FIP制度を利用しない売電もできないのか。 [新制度]

売電できます。

非FIT・FIPで余剰電力を買い取る電力小売事業者と個別で契約を締結して売電することは可能です。

なお、「自家消費率30%以上」という要件が要求されるため、全量売電は補助対象外となります。

Q16：太陽光、蓄電池、高効率給湯機器・コージェネレーションシステムの「同時設置」というが、どの程度短期間のうちに契約が締結される必要があるか？ [新制度]

太陽光発電設備と蓄電池の契約日は、原則として同日であることが要求されます。

給湯機器の契約日は、運用初年度の令和6年度申請分に関しては、太陽光発電設備・蓄電池の契約日と同一年度内の契約・施工分であれば同時設置とみなします(令和7年度以降の運用については未定です)。

ただし、補助対象設備は**令和6年10月9日以後**に事業着手した設備に限りますので、ご注意ください。したがって、太陽光発電設備・蓄電池の事業着手が**令和6年10月9日以後**であったとしても、給湯機器の事業着手が**令和6年10月9日**より前であれば、新制度(給湯機器補助あり)を申請することはできません。新制度(給湯機器補助なし)の申請は可能です。

Q17：新制度において、蓄電池及び給湯機器の補助対象経費の計算に算入される「工事費」には、どこまでが含まれるのか？ [新制度]

HPに掲載している『申請の手引き[新制度・給湯機器補助]』又は『地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(別表1-4・対象経費)別表第1(交付対象事業費：設備整備事業)』をご確認ください。

【蓄電池価格(工事費込み・税抜き)の計算方法】

Q18：新制度の要件「蓄電池価格が 14.1 万円/kWh 以下(工事費込み・税抜き)」の計算方法は？[新制度]

以下の手順で計算します。簡易的な計算ツール(Excel)も用意しておりますので、適宜ご使用ください。

手順 1：①蓄電池の本体価格(円)に、②蓄電池の設置工事費(円)を加算します。[①+②]

手順 2：手順 1 で算出した額から、③蓄電池に係る値引き額(円)を減算します。[①+②-③]

手順 3：手順 2 で算出した額を、④蓄電池の蓄電容量(kWh)で除算します。[[①+②-③]÷④]

手順 4：手順 3 で算出した額が 14.1 万円/kWh 以下であれば、新制度の対象となります。

Q19：請求書において「蓄電池単体の工事費」という項目がなく、太陽光発電設備と蓄電池の両方の設置に係る「工事費」という項目しかない。このような場合、どのように蓄電池価格を算出するのか？[新制度]

以下の手順で計算します。簡易的な計算ツール(Excel)も用意しておりますので、適宜ご使用ください。

- ・太陽光発電設備と蓄電池の本体価格に応じて工事費を案分し、「蓄電池単体の工事費」を算出します。
- ・太陽光発電設備・蓄電池に加えて給湯機器の工事費も一括で請求されている場合も同様に考えます。

考え方：

- ①「工事対象設備の本体価格の合計額のうち、蓄電池の占める割合」を算出する
- ②「一括請求された工事費のうち、蓄電池工事の占める割合」は①と同値だとみなし、蓄電池単体の工事費を算出する

例 1：(1)太陽光 200 万円 (2)蓄電池 300 万円 (3)工事費 50 万円 (4)値引きなし

計算式 1：蓄電池の設置工事費 = 50 万円×(300 万円÷500 万円) = 30 万円

計算式 2：蓄電池価格(工事費込み・税抜き) = 300 万+30 万 = 330 万円 (結論)

考え方：工事対象設備の価格合計 500 万のうち 5 分の 3 が蓄電池

⇒工事費のうち 5 分の 3 が蓄電池分

例 2：(1)太陽光 200 万円 (2)蓄電池 300 万円 (3)給湯機器 100 万円 (4)工事費 50 万円 (5)値引きなし

計算式 1：蓄電池の設置工事費 = 50 万円×(300 万円÷600 万円) = 25 万円

計算式 2：蓄電池価格(工事費込み・税抜き) = 300 万+25 万 = 325 万円 (結論)

考え方：工事対象設備の価格合計 600 万のうち 2 分の 1 が蓄電池

⇒工事費のうち 2 分の 1 が蓄電池分

Q20:請求書において「蓄電池単体の値引き」という項目がなく、請求額の小計額が算出された後で「全体に対する一括値引き」が行われている。このような場合、どのように蓄電池価格を算出するのか？[新制度]

以下の手順で計算します。簡易的な計算ツール(Excel)も用意しておりますので、適宜ご使用ください。

考え方：

- ①「値引き額」を「値引き前の総請求額」で除算して、「値引きによって本体価格・工事費が何割引きになるか」を算出
- ②「蓄電池価格(工事費込み・税抜き・値引き適用前)」を①で算出した割合で割り引く

例3：(1)太陽光 200万円 (2)蓄電池 300万円 (3)工事費 50万円 (4)値引き 110万円

前提1：蓄電池の設置工事費 = 50万円×(300万円÷500万円) = 30万円

前提2：蓄電池価格(工事費込み・税抜き・値引き適用前) = 300万+30万 = 330万円

計算式1：値引き率 = 110万÷(200万+300万+50万) = 0.2

計算式2：蓄電池価格(工事費込み・税抜き・値引き適用後) = 330万×(1-0.2) = 264万円(結論)

考え方：各本体価格・各工事費が2割引き(0.8倍)になる

例4：(1)太陽光 200万円 (2)蓄電池 300万円 (3)給湯機器 100万円 (4)工事費 50万円 (5)値引き 325万円

前提1：蓄電池の設置工事費 = 50万円×(300万円÷600万円) = 25万円

前提2：蓄電池価格(工事費込み・税抜き・値引き適用前) = 300万+25万 = 325万円

計算式1：値引き率 = 325万÷(200万+300万+100万+50万) = 0.5

計算式2：蓄電池価格(工事費込み・税抜き・値引き適用後) = 325万×(1-0.5) = 162万5千円(結論)

考え方：各本体価格・各工事費が5割引き(0.5倍)になる

Q21：見積書や請求書において、「お値引き」が特定の設備の費用に集中した結果、導入費が書類上0円となっている(例：給湯機器の導入費が全額値引きされている)。このような場合でも、当該設備に係る補助金を申請できるか？[全制度]

申請できません。補助金には「交付率」が定められています。例えば、国、都道府県及び市町村の定める要領・要綱の中で、「補助対象経費の2分の1」「蓄電池価格の3分の1」「給湯機器価格の2分の1」といった文言により、「設備導入費用の●分の1までしか補助金を交付してはならない」という上限が設けられています。補助金対象設備の導入費が書類上0円の場合、補助金額算定の基礎となる補助対象経費が0円なので、当該補助金の交付額は0円、つまりは補助金不交付となります。

また、本補助金は太陽光発電設備・蓄電池(任意で給湯機器)の「同時設置費補助」です。したがって、太陽光発電設備・蓄電池の一方の導入費が書類上0円であれば、従来制度及び新制度の申請はできません。「蓄電池分の交付額が0円でも太陽光分だけは交付される」とはならず、全体として不交付となります。

対して、給湯機器の導入費が書類上0円の場合は、新制度(給湯機器補助なし)の申請は可能ですが、新制度(給湯機器補助あり)の申請はできません。

【申請書類】

Q22：提出書類『納税証明書』について、こういった種類の納税証明書を取得すればよいか？[全制度]

納税証明書には以下の3種類がございます。以下のうち、(3)の提出を求めます。

税務証明書等交付申請書の④納税証明の項目のうち、「5 滞納がない証明」を取得してください。

- (1) 最新年度又はある年度の、全ての税目の納税状況が記されたもの
- (2) 最新年度又はある年度の、税目ごとの納税状況が記されたもの
- (3) 現在までの市税の課税に対し、滞納がないかどうかを証するもの

Q23：提出書類『納税証明書』について、「本市に転入して間がない場合は、転入前の市町村での税の滞納がない証明書」との記載があるが、福知山市に引っ越しして何か月以内であれば、転入前の市町村での税の滞納がない証明が必要というような取り決めはあるのか？[全制度]

前年度の1月1日時点で住民票があった市町村の「滞納がない証明書」をご用意ください。

Q24：『交付申請書』について、「申請額合計」の計算が複雑でわからない。[全制度]

「申請の手引き」及び「申請書の記入例」を参照してください。補助金額算定ツール(excel)もホームページで配布しますので、適宜御利用ください。

Q25：『交付申請書』について、「住宅用蓄電設備」の型式名は、本体型式とパッケージ型式のどちらを記入すればよいか？[全制度]

本体型式、パッケージ型式の両方が存在する場合は、両方を記載してください。また、添付書類として、型式を確認できる書類（蓄電池の本体写真や、蓄電池の仕様書やカタログの写し等）の提出が必要です。

Q26：提出書類『再生可能エネルギー発電に関する電力受給計画内容のお知らせ』の発電設備設置場所の欄に、「住居表示未確定」という表記がある。この場合、補助金申請に必要な提出書類を全て具備したと認められるには、何らかの手続きが追加が必要か？[従来制度]

必要です。「住居表示未確定」の記載がある場合、備考欄に「事業認定において設備の設置場所住所が『住居表示未確定』のため、本お知らせにおいても同様としております。確定後の住所は事業認定にてご確認ください。」と表記があります。そこで、以下のいずれかの方法で確認を行います。

- ① 確定後の事業認定に関する書類である『再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明について』の写しを提出。「発電設備の設置場所(当該書類)」と「設置場所(申請書)」の一致を確認。
- ② 発電設備設置場所の変更手続き中の場合は、手続きに2～3か月かかることを考慮し、再生可能エネルギー電子申請の『事前変更届出内容参照』画面の写しを提出。「代表地番(当該書類)」と「設置場所(申請書)」の一致を確認。変更申請の手続きが終わり次第、速やかに事業認定に関する書類である『再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明について』の写しを提出(Q26-2 参照)。

Q26-2 : 電力受給契約が完了しておらず、まだ申請段階である。そのため、従来制度必要書類②『再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ』が手元にない。このような場合でも、従来制度への申請はできるか？ 仮に「できる」という回答の場合、FIT 制度の認定を申請していることを示す経済産業省 FIT 申込関連ホームページ等のプリントで代用できるか？ [従来制度]

(R6.10.25 追記)

前提として、従来制度に申請する場合、『再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ』(電気事業者との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し)の提出は、例年どおり必要です。

電力受給契約が完了しておらず、電力受給が開始されていない時点では、「電力受給開始日から1年4か月以内の申請であること」という補助要件を満たしていないため、まだ従来制度への申請はできません。電力受給契約が完了し、電力受給が開始され、『再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ』が手元に届いてから、従来制度に申請してください。

なお、Q26-1②について、経済産業省『再生可能エネルギー電子申請』サイトの『事前変更届出内容参照』画面の写しは、既に手元に届いている『再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ』の書類に(住居表示未確定)という記載がある場合の補完書類です。したがって、電力受給契約が完了しておらず、まだ申請段階であり、『再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ』が手元にない場合、FIT 制度の認定を申請していることを示す経済産業省の FIT 申込関連のホームページ等のプリントを代用書類として提出することはできません。」